

# 山村活性化支援交付金

農林水産省では、山村振興法に基づき、地域資源を活用する特産物の生産等による山村振興の取組を支援しています。

## 山村活性化対策事業

### 支援内容・助成対象

支援内容：

- 地域資源の利用調査、賦存状況調査等による資源確保や調査
- ワークショップ、技術取得・普及の研修等による人材育成
- 地域資源を活用した新商品開発・パッケージデザイン等
- ブランディング、広報、商談会参加等による販路開拓・拡大
- ※ 体験プログラム等の「サービス商品開発」も対象

助成対象：

役務費、委託料、資材等購入費、  
機械賃料、旅費、研修費 等

補助率：定額

1 地区当たり上限 年間 1 千万円  
最長 3 年間（計 3 千万円）

### 事業要件

- 振興山村の活性化に向けた取組であること  
(山村振興計画が作成されていること)
- 山村の地域資源を活用して所得・雇用を増大する取組  
であること (雇用、販売額等の増大に関する目標を設定)

### 相談窓口

実施  
主体

事業活用や計画作りの相談  
→  
←  
要望の把握、事例紹介

地方農政局  
農村計画課

※北海道内は  
本省地域振興課

### 事業実施主体

- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

### 山村振興計画等の体系

山村振興法 (S40制定、最終改正H27.3月)

(法第7条の2)

山村振興基本方針 (都道府県が作成)



(法第8条)

山村振興計画 (市町村が作成)



(法第10条)

山村活性化支援交付金

### 想定される事業の進め方の例

1年目

2年目

3年目

資材確保、  
調査 → 人材育成  
商品開発 → 販路  
開拓 → 所得・雇用  
増大

※取組期間は最大3年であり、3年未満であっても可。

さらに詳しい情報は、次のページをご覧ください。

令和4年度 農山漁村振興交付金 (山村活性化対策 (山村活性化対策事業)) の募集について **New**

このほか、下記の事業でも、山村の地域資源を活用した特産品開発等の取組をサポートしています。

## 商談会開催等事業

### 商品開発～販路開拓ノウハウ獲得支援

- マーケティング基礎講習：商品開発～販路開拓に役立つ、実務的・実用的な知識・ノウハウに関する山村の方向けの基礎講習
- ビジネスモデル作成WS：山村の方と発案者の方とでチームを作り、山村地域の資源を活用した特産品開発～販売の事業を企画し、発表する実践型講座

- 商談会開催：山村地域の特産品の商談会への出展を支援
- アドバイス型Web商談会開催：山村地域とバイヤーとの商談と同時に、山村の商品の内容・パッケージ・販売方法等に関し、バイヤーから個別具体的なアドバイスを提供

農林水産省の山村振興のページはこちら

MAFF山村振興

🔍 検索

農村振興局 地域振興課 調査調整班

☎ 03-6744-2498

農林水産省